



中央区



東京電力パワーグリッド

2022年6月3日

東京都中央区

東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定の締結について

東京都中央区（区長：山本 泰人、以下、「中央区」）および東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社（支社長：光田 毅、以下、「東電 P G」）は、本日、「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、中央区におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、連携を強化することにより、相互の強みを最大限活かし、地域課題の解決に協働して取り組み、脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築を推進するものです。

なお、自治体と一般送配電事業者がゼロカーボンシティに関する協定を締結するのは 23 区で初の取り組みです。

中央区は、区有施設および区域内の二酸化炭素排出量の約 7 割が電力に起因します。こうした状況を踏まえ、国が示す 2030 年度に 2013 年度比 46%の削減および 2050 年までにゼロカーボンシティの実現に向け、電力脱炭素化等を効果的かつ継続的に推進してまいります。

東京電力グループは、ゼロカーボンシティの実現に向けて、供給側の脱炭素化のみならず、需要側からの取り組みも重要と考えており、具体的に以下の提案を進めてまいります。

- 高効率の空調・給湯機器・熱源・Z E Bの導入ならびに環境教育などによる省エネの推進
- 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用および地域間連携等の推進に関する事
- 電化その他の脱炭素に向けたエネルギーへの転換に関する事
- 電気自動車（EV）の活用など脱炭素化に向けたエネルギーの転換
- 蓄電池導入によるレジリエンス強化など、送配電ネットワークの活用

加えて、気候変動対策とならんで自然環境の保全も重要な課題であることから、東京電力グループの持つ保全活動の経験を活かし、「中央区の森」その他の森林の持つ多様な機能維持やカーボン・オフセットについても連携し取り組んでまいります。

中央区および東電 P Gは、本協定の締結を契機に、様々な分野でも連携を図ることで、脱炭素社会・サステナブルな社会を目指すとともに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

- <別紙 1> ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書
- <別紙 2> 中央区と東京電力パワーグリッドの連携協定全体像
- <別紙 3> ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定締結式

以上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

中央区環境土木部環境課 TEL：03-3546-5621（直通）

東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社渉外担当 TEL：03-6374-3887（直通）

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

中央区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社（以下「乙」という。）は、中央区におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。
- (1) 省エネ推進に向けた取組に関すること。
 - (2) 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進に関すること。
 - (3) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関すること。
 - (4) レジリエンスの強化に関すること。
 - (5) 「中央区の森」その他の森林の持つ多様な機能の維持・向上に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか脱炭素化に向けた取組の推進に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、前3項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年6月3日

甲：東京都中央区
中央区長

乙：東京電力パワーグリッド株式会社
銀座支社長

山本 泰人

光田 毅

中央区と東京電力パワーグリッドの連携協定全体像

<別紙2>



【区が今回の連携協定で掲げるゴール】

- ゼロカーボンかつサステナブルな都市型モデルの実現
- 地域循環共生圏の実現に向けた統合的取組の推進



東京電力パワーグリッド

エネルギー面の取組

本協定を通じた
具体的な取組

環境面の取組

脱炭素化

環境保全

再エネ導入・電力の利活用

電化等のエネルギー転換

「中央区の森」その他の豊かな自然の維持

地産地消・面的利用

EV・熱源転換

森林保全活動・
区域内緑化推進

環境教育・交流の活発化

地域間連携による
再エネ調達

ゼロカーボン化

電力データ
利活用の推進

レジリエンス強靱化



双方の取組を連関させ
サステナブルな都市型モデルを形成しつつ
同時に地域循環共生圏の実現も目指す

区域内外の環境保全の推進
(地域間連携)

ZEH/ZEB

蓄電池導入

グリーン電力証書・Jクレジットなどの
創出・調達

省エネ推進

レジリエンス強化

環境証書の調達・利活用

エネルギー有効活用

カーボンオフセット活用

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定締結式



【左から、山本中央区長、光田銀座支社長(東電 PG)】